

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>（基準エネルギー消費効率であって<u>令和2年度以降</u>の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下<u>この項、次項及び第4項</u>において同じ。）以上であること。</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第103条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号イの総務省令で定めるもの</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率</u>（基準エネルギー消費効率であって<u>令和12年度以降</u>の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下<u>この条</u>において同じ。）<u>に100分の65を乗じて得た数値以上</u>であること。</p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率</u>（基準エネルギー消費効率であって<u>令和2年度以降</u>の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下<u>この条</u>において同じ。）<u>以上</u>であること。</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第</p>

1 項第 1 号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

1 項第 1 号口の総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ホの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ホの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第1号ヘの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）又は平成21年輕油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イ(1)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること

。

b 平成21年軽油軽中量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号イの総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第1項第3号ホの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号へ(1)(i)の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準（道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法第149条第1項第6号へ(1)(ii)の総務省令で定めるものをいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ホの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第1号ニの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハの総務省令で定めるもの

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア) [略]

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法第157条第2項第3号ニの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第
------------	--	---

(ア)・(イ) [略]

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号アからエまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第2項の総務省令で定める方法並びに令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第
------------	--	---

	<u>この項、次項及び第4項において同じ。)</u>	1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の150</u> を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の165</u>
第1項第1号ウ(イ)	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この項、次項及び第4項において同じ。)</u> に100分の <u>115</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の144</u>

	<u>この条において同じ。)</u> に <u>100分の65</u>	1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の141</u>
第1項第1号ア(ウ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。)</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の162</u>
第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	<u>令和2年度基準エネルギー消費効率</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	<u>平成27年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定</u>	平成22年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の150</u>

第2項第1号ア(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138
第2項第1号イ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

	められたものをいう。以下この条において同じ。)に100分の120	
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

5 第1項(第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車(令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法第149条第3項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて令和12年度以降の各年度において適	令和2年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適
------------	--	--

	用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。)に100分の65	用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。)に100分の94
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下この条において同じ。)	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

附 則

附 則

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第12条 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。）、同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の3第1項の政令で定める金額は附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び附則第18条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る申告等の期限の延長の特例)

第20条の2の10 事業税の納税義務がある法人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。附則第23条の6において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により第47条第1項各号に掲げる期間内に申告納付することができない場合における

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第12条 当分の間、租税特別措置法第4条の5第8項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第8項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の3 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。）又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の3第1項の政令で定める金額は附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び附則第18条の2の6の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2・3 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る申告等の期限の延長の特例)

第20条の2の10 事業税の納税義務がある法人が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。附則第23条の6において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により第47

第14条第3項の規定の適用については、同項中「当該期限まで」とあるのは、「同項に規定する理由のやんだ日から相当の期間内」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とす

条第1項各号に掲げる期間内に申告納付することができない場合における第14条第3項の規定の適用については、同項中「当該期限まで」とあるのは、「同項に規定する理由のやんだ日から相当の期間内」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第56条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 [略]

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築を令和5年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とす

る。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和3年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1

る。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和5年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第55条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1

月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の 2 分の 1 の額とする。

2 [略]

3 平成18年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に第64条の 3 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の 5 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第 1 項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の 3 第 1 項又は附則第23条の 5 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第 1 項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の 2 分の 1 に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第 1 項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の 2 分の 1 に相当する額を加算して得た額」と、第64条の 3 第 1 項中「同項」とあるのは「法第73条の27の 3 第 1 項」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の 3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第 1 項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和 3 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該

月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の 2 分の 1 の額とする。

2 [略]

3 平成18年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に第64条の 3 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第23条の 5 第 1 項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、局長が法第388条第 1 項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の 3 第 1 項又は附則第23条の 5 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第 1 項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の 2 分の 1 に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第 1 項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の 2 分の 1 に相当する額を加算して得た額」と、第64条の 3 第 1 項中「同項」とあるのは「法第73条の27の 3 第 1 項」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第23条の 3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第 1 項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該

割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の法附則第51条第2項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

4～6 [略]

（軽油引取税の課税免除の特例）

第24条の4 令和3年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による

割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の法附則第51条第2項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の法附則第51条第3項の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1) を乗じて得た額を価格から控除する。

4～6 [略]

（軽油引取税の課税免除の特例）

第24条の4 令和6年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第99条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による

免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(5) [略]

- 2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「令和3年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 営業用の自動車に対する第103条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	[略]
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	
[略]	

- 2 自家用の乗用車に対する第103条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

免税証の交付があった場合又は次項において準用する第99条の18第1項の規定による局長の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

(1)～(5) [略]

- 2 第99条の12から第99条の14まで及び第99条の18の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第99条の13第1項中「3年」とあるのは、「令和6年3月31日まで」と読み替えるものとする。

(環境性能割の税率の特例)

第24条の9 営業用の自動車に対する第103条第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	[略]
第2項（第4項又は第5項において準用する場合を含む。）	
[略]	

- 2 自家用の乗用車に対する第103条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(環境性能割の課税標準の特例)

第24条の10 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の13第1項の総務省令で定めるものに限る。）で最初の第101条第3項に規定する新規登録（以下この条及び附則第25条から附則第25条の3までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から650万円（乗車定員30人以上の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) [略]

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（法附則

（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので法附則第12条の2の13第2項の総務省令で定めるものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第24条の10第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) [略]

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の13第3項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)・(3) [略]

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図る

第12条の2の13第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の13第4項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸

ための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の13第4項の総務省令で定めるもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（同条第4項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の13第4項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに
行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに
行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第5項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに
行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」
から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の13第5項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)～(4) [略]

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規

(2)～(4) [略]

6 車両総重量が8トンを超えるトラック（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定める被けん引自動車を除く。）であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の13第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第102条の規定

定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第8項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（種別割の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。次項において同じ。）、一般乗合用バス等（第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携

の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第106条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の13第7項の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（種別割の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項の総務省令で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。第4項において同じ。）、一般乗合用バス等（第107条の17第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携

認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第2号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第3号に規定する軽油自動車（次項第6号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

型認定こども園の園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 第103条第1項第1号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第2号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第103条第1項第3号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの

(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号にお

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの

(3) [略]

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第103条第1項第2号ア(ア) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号ア(ア) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17

いて「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、第103条第1項第3号ア(ア) aに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号ア(ア) bに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車(自家用の乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車等にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

[略]

4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受け

年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、第103条第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(第5項第6号及び第6項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第3号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(第5項第6号及び第6項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車

[略]

[略]

3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

[略]

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等(自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対して課する種別割の税率については、当該自家用の乗用車

た場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定める税率とする。

等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、同項の表に定める税率とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、第2項の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第5項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車（特種用途車であるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が第103条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第5項第6号の総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、別表の規定にかかわらず、第3項の表に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽

中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第6項第3号の総務省令で定めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第18条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和3年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第103条並びに附則第24条の9及び第24条の10の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第25条の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。